

患者さま・ご家族の皆さまへ

医師からの病状説明等の時間について

政府が進める「働き方改革」の中で医師の長時間労働・過重労働が社会的に大きな問題となっており、当院においても、医師の労働環境の改善に努める必要があると考えております。

つきましては、担当医師からの患者さまやご家族の皆さまへのご説明については、原則として下記時間帯とさせていただきます。

説明時間帯 平日 8時30分～17時00分まで

(平日夜間、土日祝日は実施していません)

なお、緊急時や患者さまの病状により、やむを得ない場合は、この限りではありません。

皆さまには、ご迷惑をお掛けすることもあるかと存じますが、ご理解・ご協力の程よろしく願いいたします。

令和元年 6月 21日

病 院 長